

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-5-2
処分の種類	労働者協同組合法人に対する業務停止命令等			
根拠法令条例等・条項	労働者協同組合法第127条第2項			
処分の概要	労働者協同組合法人に対する業務停止命令等			
処分基準 (未設定の場合は その理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)			
基準の制定根拠	—			